

専門高校等における新しい実学の奨励の在り方  
について

(答 申)

平成27年8月21日

静岡県産業教育審議会



平成27年 8 月21日

静岡県教育委員会教育長  
木 苗 直 秀 様

静岡県産業教育審議会  
会長 伊 東 幸 宏

専門高校等における新しい実学の奨励の在り方  
について

(答 申)

静岡県産業教育審議会は、平成26年 8 月 1 日、教育委員会から標記の事項について諮問を受け、今日まで本県高等学校における産業教育の振興を図るため慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、産業教育振興法第12条の規定に基づき答申します。

## 目次

はじめに .....	1
第1章 産業教育を取り巻く現状と課題 .....	2
第2章 新しい実学を奨励するための方策 .....	3
1 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に 対応できる能力を育成する方策 .....	3
2 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力 を育成する方策 .....	5
3 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに 専門高校等に対する理解を促進する方策 .....	7
第3章 専門学科等における新しい実学を奨励するための具体的方策 .....	9
1 農業 .....	9
2 水産 .....	11
3 工業 .....	14
4 商業 .....	17
5 家庭 .....	20
6 福祉 .....	21
7 芸術 .....	23
8 スポーツ .....	27
おわりに .....	30

※ 「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」【概要】

※ 「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」【骨子】

## はじめに

現在、我が国において、少子高齢化の進行を背景に、世界に例のない速いスピードで、本格的な人口減少社会を迎え、地方都市からの人口流出や労働力不足等が続いている。さらに、情報化やグローバル化の進展等により世界全体が急速に変化しており、専門高校等においては、生涯にわたる職業生活を見据えた上で、職業人として求められる専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技能の定着を重視するとともに、勤労観・職業観、コミュニケーション能力等を高めることにより、生徒自身が「生きる力」を身に付け、それぞれが直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められている。

このような中、知事の諮問機関である「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会 ～創造性を育むために～」最終報告書（平成26年4月22日）において、農業、工業、商業、芸術、スポーツ等の分野で生徒の資質や才能を伸ばすことのできる実践的な学問としての「新しい実学」を奨励するため、本県の専門高校をはじめ、総合学科や普通科において実学を行う系列や類型等がある高等学校を対象として、職業教育やキャリア教育の在り方について、更に詳細な検討を行っていく必要性が指摘された。

この報告を受け、静岡県産業教育審議会は、平成26年8月1日、静岡県教育委員会から「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」諮問を受けた。

検討を依頼された主な事項は、次のとおりである。

- 1 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策
- 2 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策
- 3 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

本審議会は、付託された諮問事項について、様々な視点から審議を重ね、これまでの6回にわたる審議内容をもとに、今回「答申」として取りまとめた。

静岡県教育委員会においては、本答申を踏まえ、本県における新しい実学の奨励を一層進めるとともに、適切な施策を推進していくことを期待する。

# 第1章 産業教育を取り巻く現状と課題

## 1 社会の変化と経済の動向

現在、情報化やグローバル化の進展等により世界全体が急速に変化する中で、景気は平成20年9月のリーマンショック、平成22年6月以降の急激な円高、平成23年3月の東日本大震災等により、長期的に大幅に落ち込んだものの、その後の震災復興需要、円高修正や株価上昇等を経て、平成25年以降、緩やかに回復し続けている。

また、非正規労働者の増加や工場の海外移転による国内製造業等の構造的な変化、新産業の台頭、農業の6次産業化、ITの進展がもたらすさまざまな業務内容の変化等が起これ、不景気以前の業態とは異なる、今までに経験のない状況が出現している。

さらに、少子高齢化の進行を背景に、世界に例のない速いスピードで、人口が減少する社会を迎え、地方都市の人口流出による衰退や労働力の不足等への懸念が強まっている。

本県においても、平成25年の住民基本台帳人口移動報告では、本県人口転出超過者数が全都道府県の中で2番目に多いという非常に厳しい結果となり、少子高齢化の進行や労働力人口の減少も含め、本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化している。

## 2 専門高校等における現状と課題

本県の専門高校等においては、それぞれの学科の特色を生かした教育が行われており、職業に関する専門学科では、卒業生の半数以上が地元の企業等に就職している。

しかしながら、産業界が求めている知識・技能と専門学科での学習内容との間に乖離が生じているという指摘等があり、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した専門教育の充実が求められている。

その他、本県経済を支える産業基盤の強化をはじめとする地域再生に取り組み、産業を支えることのできる次世代の人材育成を図る必要がある。

総合学科においては、生徒の主体的な科目選択による学習や、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習の機会が多く設けられている。その一方、選択範囲が広がることにより、一部の生徒に目的意識や将来の進路選択への意識が拡散し、将来の進路等に目的を持つことが難しい状況が見られることから、自己のキャリアパス構築の視点に立った様々な支援が必要となっている。

また、企業が求める人材として、一般社団法人日本経済団体連合会が実施した「新卒採用（2010年3月卒業者）に関するアンケート調査結果」によると、「専門知識」を求めている企業が2割弱であるのに対して、8割強の企業が「対人コミュニケーション力」を重視していることが判明した。

さらに、本県において、静岡県経営者協会会員より500社を抽出して実施したアンケート及びヒアリング調査「人材育成と雇用等に関する県内企業意識調査」（平成26年12月実施 静岡県文化・観光部文化学術局大学課）による、「専門高校等に期待すること」においては、「対人コミュニケーション能力の養成」を重視する意見が最も多く（50.0%）、次いで、「専門的な技術、技能の習得」（48.2%）、「基礎学力の養成」（41.6%）、「基本的な生活習慣や社会人としてのマナー教育」（41.0%）の順になっている。

上記のことから、専門高校等の生徒に身に付けさせる資質・能力として、専門分野の基礎学力に加えて、対人コミュニケーション能力やマナーなど職業人としての基本的な資質・能力、望ましい勤労観・職業観等、各専門学科等に応じた基礎的・汎用的能力を育み、自己のキャリアパスを描ける人材を育成する必要がある。

## 第2章 新しい実学を奨励するための方策

第1章の課題等を踏まえ、諮問された3つの内容について、以下の検討を行った。

### 1 検討の視点1 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

生徒の持つ多様な能力や個性を最大限に伸ばさせるとともに、専門的職業人として、産業・経済の構造的変化、雇用の流動化・多様化等の社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成する必要がある。

#### (1) 学力の確保・向上

全ての高等学校において、「生きる力」の育成が共通の目標であり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」（知・徳・体）が高等学校教育を通じて生徒が身に付けるべきものである。

知識基盤社会への移行が進む中、本県においても専門分野に関する学習を行う上で必要な学力の基礎となる共通教科の学力向上を図り、高等学校段階での基礎的・基本的な学

力を確実に身に付けさせるとともに、専門分野における各種検定試験や必要な資格取得等を活用することにより、生徒の幅広い資質・能力を多面的に評価していくことがますます重要となっている。加えて、変化への対応や、自ら考え選択して行動する主体性が求められていることから、今後も「学び続ける」という姿勢を持って、イノベーションを実現して社会を創造していく力や、国際的視野を有し多様な人間関係を構築していく力を育成するなど、職業人としての基盤を確実に身に付けさせる教育が必要となる。

## (2) キャリア教育の推進

専門教育において、生涯にわたる職業生活を見据えた上で、産業に携わる職業人として求められる専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技能の定着を重視するとともに、外部人材を活用した授業やインターンシップ、小中学校や大学などの異校種間連携等、実践的な教育活動を通じて、望ましい勤労観・職業観等を高め、キャリアを意識した能力開発を行い、社会人としての課題対応能力の育成を図ることが必要である。

各学校で、キャリア教育を推進する上で有効な手法としてインターンシップを実施しているが、必ずしも生徒の多様な進路希望や産業構造の変化等に対応していないことや短期間での実施に留まっていることから、外部人材を活用してコーディネーターを学校に配置したり、産学官連携による地域連絡推進会議等を設置したりして、学校と企業との距離感を縮め、インターンシップの質的・量的拡大を図る必要がある。

また、本県の産業の発展を支える労働力人口の確保及び産業の成長を担う人づくり等の観点から、女性の起業家や技術者等との連携を重視し、女子生徒を積極的な社会進出に向けて導いていくことが必要である。



## 2

### 検討の視点2 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成 する方策

社会・経済のグローバル化に伴う国際的な競争の激化と空洞化の進行、資源・エネルギー制約の強まり等の中で、先行きの不透明感が強まっている。このような中、本県の現在の経済規模を維持、成長させていくためには、これまで以上に地域産業の発展に寄与するとともに、新産業の創出にも積極的に参画し、今後の産業社会の担い手として貢献できる人材を育成する必要がある。

#### (1) 高度化する知識・技能への対応

近年の科学技術の進展等に伴い、産業界で必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が進展している中、専門学科等では、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した実践的な教育が求められている。

特に、日本でも有数のものづくりを中心とした産業が発達している本県においては、地域や産業界、地元大学等の優れた外部人材の協力を得たり、県教育委員会や国等が実施する事業への取組へ積極的に参画させたりして、社会の変化や産業界の動向等に対応することができる高度な知識・技能を身に付けた社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図る必要がある。

そのためには、専門教育3年間の学習内容を更に高度化し、専門性の深化につなげることが必要であることから、専門学科における高等教育機関への進学状況や、現在進められている高大接続改革の状況等も踏まえ、大学、専門学校等の外部機関との接続・連携を一層推進していくことが求められている。特に、専門高校等で学んだ生徒は、専門分野に係る知識・技能等の基礎を着実に身に付けていることから、大学等への進学後に一層力を伸ばし、普通科から進学した生徒より、高い専門性を身に付けた人材として育っている。大学や専門学校等との連携・接続においては、専門高校等で学んだ生徒の幅広い資質・能力を多面的に評価し、教育内容、学習・指導方法、評価方法、教育環境等をより充実させていく必要がある。

今後、推薦・AO入試制度、専門高校等の専攻科及び本県専門高校から大学への飛び入学制度の在り方並びに国の大学入学者選抜制度改革への対応等について、高等学校と大学の相互が定期的に情報交換・意見交換等を行うなど、連携・接続についての研究を深める必要がある。

## (2) グローバル化等への対応

知識基盤社会化や物流の効率化等を背景に、今後世界各国との人・物の交流がますます盛んになるなど、産業のグローバル化が進展していることから、専門高校等には、語学力のほか、グローバルな視点から適切な判断ができ、国の内外で活躍できる職業人の育成が求められている。

このため、各学校においては国際理解教育の推進やグローバル人材の育成等が更に重要となり、生徒自らが日本人としてのアイデンティティやその歴史と文化に対する深い教養を身に付けることを前提として、海外修学旅行や訪日教育旅行の受入れなどの体験、国内に居住あるいは訪れている外国人や海外に進出している地元企業等との交流等を通して、コミュニケーション能力や異文化理解の精神等を身に付ける機会を増やすことが必要となる。

また、少子高齢化やグローバル化等、産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、産業界においては、従来の枠組みにとらわれず、積極的に様々なことにチャレンジし、新しい事業を創造するなど、起業やイノベーションを起こすことができる人材の育成が重要となる。

その際、成長分野における次世代産業の創出の担い手や、地域経済の活性化に資するチャレンジ精神あふれる実践的な職業人等を育成する観点から、学校現場においては、起業、イノベーション、チャレンジする意識の醸成や手法についての知識を付与するとともに、自らの意思で新たな価値を創造できる国際感覚を持ち合わせた専門的職業人を育成することが必要となる。

## (3) 教員研修の充実と新規教員の確保

専門教育のより一層の充実のためには、今日の技術革新に対応できるよう教員の専門分野における指導力を高めることが重要となる。

現在、教員に求められる専門的な知識や技能が多様化・高度化していることから、民間企業との人事相互交流を推進する必要がある。また、大学、産業界等と連携し、大学院や企業等への教員派遣や、最先端技術や高度な熟練技能等を有する講師を学校に招聘した実技講習会等を実施する機会を増やすなど、予算上の支援や確保も考慮しつつ、専門高校等において外部人材を活用するとともに、専門教育に関する研修の充実を図る必要がある。

教員の技術力向上には、ICT機器等の活用や学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆるアクティブ・ラーニング）等の指導方法等の研修を充実させる必要がある。

さらに、高度な知識・技能等を有し、優れた専門性を兼ね備えた人材を新たに確保するためには、教員の養成を行う大学等に専門高校等の魅力を発信し、専門教育に対する理解を深める機会を増やしていく必要がある。また、教員には、生徒に実社会での経験を伝えることも有意義であることから、教員の採用段階で、専門分野に民間企業経験を有した優れた人材を採用することが考えられる。

### 3 検討の視点3 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

「専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策」及び「地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策」のために必要な関連学科の充実及び施設・設備の整備を図るとともに、中学生や保護者、企業、県民に対して専門高校等への理解を深める必要がある。

#### (1) 学科改善

専門高校においては、専門分野に関する学科を設置して特色ある専門教育を実施しているが、専門高校等を志願する中学生段階では、将来の職業を意識した適切な学科選択が難しいことや、専門学科の内容を十分に伝えきれていないなどの理由から、生徒募集に課題を抱えている学校が見受けられる。

専門高校においては、専門教育の意義や役割、魅力等を中学生や地域に向けて積極的に発信していくとともに、学習内容がわかりやすい学科名称の検討や、生徒及び社会のニーズに合わせた教育課程の改善、複数の学科を設置する場合のくくり募集などの工夫により、多様なニーズを反映した満足度の高い専門教育を推進できる体制づくりに努める必要がある。

また、専門高校においては、高校3年間で身に付けた専門知識・技術を更に深化させるため、大学や専門学校等の外部機関との接続・連携を一層推進し、専門的職業人の育成を担う教育機関として高校教育終了後の人材育成を意識した教育を行う必要がある。

さらに、必要に応じて、高度な専門性を身に付けるための専攻科の在り方などを検討

し、専攻科修了後の高等教育機関への編入学など、進路変更の柔軟化に対応する研究を進める必要がある。

## (2) 施設・設備の整備

専門高校等において、専門教育に関する様々な施設・設備等の整備や先端的な情報機器の更新が滞り、著しく老朽化した施設・設備を使用したり、新しい技術の動向と乖離したりしている状況があることから、現在使用している施設・設備等の整備状況を正確に把握し、必要に応じて施設・設備等の改善・充実に努め、生徒に最新の施設・設備を使用して専門的な知識・技能を身に付けさせる必要がある。

また、高度な技能を習得するためには、秀でた技能に直接触れる機会や自ら工夫する体験が必要であり、ICT等を活用した遠隔教育も有効であることから、ICT機器の整備及び活用を図ることができる環境（無線LAN、クラウド化等）を整備していくことが望まれる。

今後、専門高校等において、新しい実学を奨励していく上で必要な施設・設備等の充実に図るために、計画的な更新や新規整備を行うことのできる財政措置が重要となる。

## (3) 専門高校等に対する理解促進

本県では、中学生1日体験入学や教員及び生徒の出前授業の実施、県教育委員会が作成した専門学科等を紹介するリーフレットを配布するなど、専門高校等に対する理解を深める取組を実施している。しかし、高等学校の高度な学習内容が中学校側に必ずしも伝わらず、理解に対する温度差があることから、各学校においては、それぞれの専門性を生かした様々な特色ある行事や取組等を県民目線に立ってわかりやすく伝えるとともに、より一層の充実に図り、地域社会や産業界等の様々な関係機関と連携・協働して地域社会の担い手としての役割を果たし、社会全体の理解を得て社会総がかりの教育を実現させることが求められる。

また、小中学校教員、塾講師、保護者、企業、地域社会等と連携した様々な取組等を充実させ、専門教育の魅力を体感できる機会をより一層増やすなどして、社会全体の専門高校等に対する正しい理解を獲得していくことが重要である。

## 第3章 専門学科等における新しい実学を奨励するための具体的方策

### 1 農業

#### (1) 学力の確保・向上

- 農業に関する科目において、農業教育の標準となる「コア」を定め、全ての生徒が最低限身に付ける内容と発展的に学ぶ内容を明確にする。
- その際には、ICTを活用し共通の教材による反転学習等を行ったりするなど授業の改善に努める必要がある。
- 全ての学校で、農作業の意味が理解できる入門レベルである日本農業技術検定3級（日本農業技術検定協会主催）を取得し、技術教育の質を保証する必要がある。  
また、現在、授業と関連付けた検定・資格取得の対応が学校によって異なっているため、生徒が取得した資格や検定等を数値化して評価するアグリマイスター顕彰制度（全国農業校長会主催）を活用し、体系的な資格取得を研究する。

#### (2) キャリア教育の推進

- 本県で、ビジネス経営体に移行する農家や、農業生産法人が増加していることから、今後は、農家や農業生産法人等へのインターンシップを積極的に推進するとともに、産学官交流事業「農業高校生夢・未来塾」（県農業教育研究会主催）を充実し、さらに農林大学校との接続を意識したカリキュラムを研究することによって、将来、農家や農業生産法人に就職する生徒を育成する必要がある。
- 科目「生物活用」等で、保育園・幼稚園等、特別支援学校の児童・生徒や、高齢者施設利用者を行う交流授業のように、将来農業を活用した福祉分野に携わる人材の育成も視野に入れた取組を推進する必要がある。
- 従来の農業系上級学校に進学する生徒に加えて、6次産業化や起業を見据えて、農業系以外の学部や学科への進学を推進する。
- さらに、高大連携事業「高校生アカデミックチャレンジ事業」（県教育委員会主催）に積極的に参加させ、上級学校への関心や学習意欲を更に高める必要がある。

#### (3) 高度化する知識・技術への対応

- 起業活動や新商品開発等ができる実践的な能力を育成し経営感覚を身に付けさせる観点から、新たに学校設定科目「チャレンジ・ファーム（仮称）」を開設し、模擬農家を作り、生徒が栽培・加工し、価格を決めて販売することができる仕組みを研究する。
- 実習やプロジェクト学習においては、地域の新品種や特産物の栽培を導入し、農高ブ

ランド品の生産や販売を行っていく必要がある。

- 一部の学校で実施されている有機JASやエコファーマー認証等を受け、今後は、全ての学校でポジティブリスト制度（残留農薬の制限制度）や静岡県農林水産物認証（静岡県版GAP）を習得し、生徒が安全で安心な農産物の栽培を学習する取組が必要である。
- 農業技術者（農業自営者及び法人等への就職者）を育成する科において就農を希望する生徒については、農業機械の法定講習受講や日本農業技術検定2級等の農業に関する専門的な資格取得を推進していく。
- 農家レストランや体験農園等の6次産業化の取組が盛んになり、さらに中食産業も成長していることから農産加工だけでなく惣菜調理へと学習内容を広げる必要がある。
- 農家の販売形態が変化することが予想されることから、HACCP（ハサップ）や、食品トレーサビリティについて学ぶ必要がある。
- 6次産業化に対応するため、生産系の科においては観光農園の開設、食品系の科においてはいわゆる農家カフェの開催などを行う科目「グリーンライフ」を開設する必要がある。
- 将来の地域活性化のリーダーや地域産業を支える人材を育成する観点から、生徒の地域社会や地域産業に対する理解を深めることが求められているため、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト等の産学官連携の取組の中に各学校のプロジェクト学習が直接関わっていくことが望ましい。

#### (4) グローバル化等への対応

- 現代の農業を取り巻く地球規模の課題を考え、国際協力や海外での農業を学ぶ学校設定科目「グローバル農業（仮称）」の開設を研究する。

#### (5) 教職員研修の充実と新規教員の確保

- 企業や研究機関、大学、農林大学校、JA等関連機関との連携を積極的に行い「実技講習会（生産分野・食品分野・環境分野）」（農業教育研究会主催）や「プロジェクト学習指導力研修」、「アグリマネジメント能力研修」、「農業化学実験研修」、「農業機械技術研修」（県高等学校農業教育振興会主催）等、研修内容の高度化を図ることが必要である。
- 実技指導のできる教員の確保については、在学中に農業教育の魅力を高校生に伝える授業を行い、上級学校に進学し将来農業教育に携わりたいと考える生徒を増やすことが大切である。

## (6) 学科改善

- 高度化、6次産業化、食農教育、ユニバーサル園芸等、社会のニーズに対応した取組を行うために、生産、加工、販売に関するそれぞれの科目の内容をまとめた、学科を横断的に学べる学習方法、学校設定教科・科目の在り方を研究する。
- 農業技術の高度化に対応し、広く生物育成や、食品栄養科学等を理解するため、生物・化学分野の学力定着に取り組むとともに、その成果を農業教育に応用する必要がある。
- 食品科学関係学科の生徒の農学系（食品）進学については、生物・化学分野を学ぶカリキュラムを充実することによって大学との円滑な接続を支援する必要がある。

## (7) 施設・設備の整備

- 老朽施設の改修を行う際には、学校や専門分野ごとに地域性を踏まえ、低コスト・省エネ生産技術に対応した温室への改修や、安全衛生に配慮した食品実習室等への改修を行う必要がある。
- 実践的な学習のため、新たに農業生産法人等の現場で使われているLEDを使った小型育苗室等と同様な施設を整備することも求められる。

## (8) 専門高校等に対する理解促進

- 農業に関する様々な取組を通じて地域連携を深め、更に、中学校の教科「技術・家庭」の技術分野の生物育成の分野において、中学校教員を対象とした講習会の開催や、近隣中学校との共同授業等を行うなどして、中学校教員の農業高校における学習に対する理解を深める必要がある。
- 水産高校と合同で生産物等の販売会を開催することで農業関係高校を県全体に広報し、農業関係高校への理解を深める必要がある。
- 農業教育全般の理解を深めるために、農業関係高校から大学への進学を促し、プロジェクト学習や生物育成を学んだ人材に農業教育の魅力を発信させることが大切である。

# 2 水産

## (1) 学力の確保・向上

- 産業において海との関わり方が広がるなか、新しい時代の海洋リテラシーや産業の広がりに対応できるような幅広い教養を身に付けさせる必要がある。
- 専門教育については、各専門分野で身に付けさせる知識・技能を明確化し、各種検定試験を活用して、その定着度を把握することが望まれる。

- 基礎学力の確実な定着を図ることを目的に、中学校段階における学習内容を学び直す学校設定教科・科目等を研究する。

## (2) キャリア教育の推進

- 地元の企業等でインターンシップ等を積極的に実施し、産業現場で必要となる知識やスキルを早い段階から理解させるとともに望ましい職業観を養うことが重要である。
- 水産や海洋の各分野において、将来、リーダーとして牽引的な役割を担う人材を育成する観点から、大学等への進学指導を推進する。
- 経営マネジメント能力を育成するため、生徒が運営する模擬会社「魚国」において、新たにICTを活用した販売方法等を研究する。
- 関連分野への生徒の多様な進路希望に対応するため、自校で学べない分野の資格取得等については、他の教育機関と連携したダブルスクールの充実に努める。

## (3) 高度化する知識・技能への対応

- 漁獲から、加工、流通、消費までを一つの産業として捉え、総合的なマネジメント能力を備えた次代を担う人材を育成することが重要である。
- 新産業の創出に貢献できる能力を育成するためには、消費者ニーズや社会の動向等を客観的に把握・分析するマーケティング分野の学習を積極的に導入する必要がある。
- 地元の大学、漁協、水産技術研究所、企業等との連携により、地域の水産業の実態や課題を把握した上で、地域貢献につながる新たな技術開発や商品開発に取り組む必要がある。
- 文部科学省の事業「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」にて、専門的職業人を育成するプログラムを研究・実践することで、専門性の深化と技術の高度化に対応する。
- 課題研究などの学習において、研究内容の充実、生徒の論理的思考力やプレゼンテーション能力の向上を効果的に図るためには、研究成果を関係学会等で発表することが必要である。
- 学習意欲の向上や高い志を持った人材を育成するためには、大学等と連携し、生徒の短期講座への参加、大学教員を招請した特別講座の開催など、高度な研究内容等に触れる機会を拡充する必要がある。
- 専攻科においては、3級海技士の取得後、上級士官としての資質を高めるために、更に幅広く水産・海洋に関する知識の深化が可能となるよう、水産系大学等への接続の在り方について研究する必要がある。



#### (4) グローバル化等への対応

- 船舶における外国人船員や産業現場における外国人労働者が増加していることから、外国人とコミュニケーションがとれる人材を育成する必要がある。
- 国際的に活躍する人材を育成するためには、異文化理解や海外経験を積むことが重要であり、国際航海（台湾・ミクロネシア等）による乗船実習を実施し、寄航地における研修や交流を積極的に取り入れる必要がある。

#### (5) 教員研修の充実と新規教員の確保

- 県内に水産高校が1校だけであることから、他校との人事交流や企業等における研修機会を増加し、客観的な教育内容の検証や新技術への対応等を充実する必要がある。
- 産業界のニーズや時代の変化に対応した教育を実践するためには、産業現場で活躍する社会人を教育現場に積極的に登用することが必要である。
- 在学中に水産教育の魅力を高校生に伝え、将来、水産高校の教育に携わりたいと考える生徒を育成する。
- 水産・海洋系で学ぶ大学生に対し、大学を訪問して教職ガイダンス等を実施するなど、水産教育の魅力を積極的に発信する必要がある。

#### (6) 学科改善

- 生徒の多様な進路希望に応じて、学科の枠を超えて幅広く科目選択できるカリキュラムを検討することが必要である。
- 水産業や漁村の多面的機能、海洋性レクリエーション、6次産業化、HACCPへの取組等、水産や海洋を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるカリキュラムや科目の開設等を検討する必要がある。
- 広く水産や海洋を学び、水産・海洋について総合的な視野を持った人材の育成が可能となる学科編成の在り方について研究することが望まれる。

#### (7) 施設・設備の整備

- 食の安全を確保し、異物混入等のリスクを避けるため、老朽化が進んだ食品加工施設について、早急に改善する必要がある。
- 危険を伴う潜水実習の安全性を確保する観点から、海洋での実習に臨む前に、十分な基礎訓練が可能となる潜水プールの整備が望まれる。
- 常に、船舶職員として最新設備を扱うことができる人材を育成するため、大型実習船においては、耐用年数や民間船舶に搭載されている機器類の実情を踏まえて、定期的に船舶設備の更新を行うことが望まれる。

### (8) 専門高校に対する理解促進

- 小中学校における学習内容（地域の産業理解、生物の飼育・活用等）に応じた出前授業等を拡充するなど、水産高校の魅力を発信する取組が重要である。
- 効果的に地域と連携して水産教育の理解・促進を図るため、地元の教育関係者等で組織されている「焼津市水産教育研究会」の活動を充実させる必要がある。
- 農業関係高校と合同で生産物等の販売会を開催するなど、水産教育を県全体に広く広報する必要がある。

## 3 工業

### (1) 学力の確保・向上

- 工業の各専門分野で扱う内容とその到達目標を明確化し、客観的に学力を評価することにより、現在実施されている学力向上に関する取組の成果を検証していく必要がある。
- 高度化及び学びの多様化への対応を図る内容を「モデル」、全ての生徒に習得させる内容を「コア」として提示する、高等専門学校等でのモデルコアカリキュラムの研究を参考にして、共通性の確保と多様化への対応を図る必要がある。
- イノベーションを生み出す能力の育成が求められていることから、理工系科目の基礎となる教育を統合して行うSTEM (Science, Technology, Engineering and Mathematics) 教育<sup>\*1</sup>の概念を取り入れることが重要である。

### (2) キャリア教育の推進

- 生徒が少人数の集団に分かれて地元の中小企業等を訪問し、経営者等から直接話を聞く「企業研究」を拡充するとともに、インターンシップを医療・福祉機器等の成長産業や国、県、市町等の行政機関や、技能習得を目的とした生産現場で長期間実施することなどにより、体験学習の内容を充実する必要がある。
- 日本の雇用情勢や労働関係法令、製造業のグローバル化の現状、日本（静岡県）のものづくり産業の強み・特徴等の工業を取り巻く現状について学習する機会を提供するため、例えば、学校設定科目「キャリア設計（仮称）」を開設することを研究する。

### (3) 高度化する知識・技能への対応

- 学習意欲が高く、秀でた能力を有する生徒に対するキャリア教育を充実させるため、工業分野の大学の研究室等において高度な研究活動を行う「高校生アカデミックチャレンジ事業」（県教育委員会主催）を拡充するとともに、高度な技能を持つ教員や熟練

技能者等による「トップスペシャリスト講習会（仮称）」、技術専門校等における「技能版アカデミックチャレンジ事業（仮称）」を実施する必要がある。

- 大学等に進学する生徒に対しては、選抜の際生徒の持つ知識・技能が正しく評価されるよう、資格取得や各種競技大会等を通して身に付けた知識・技能の価値を見える化する必要がある。
- 専門高校等へ続く5年一貫の教育カリキュラムについて研究するとともに、技術専門校等の公共職業能力開発施設との連携を強化することが望まれる。

#### (4) グローバル化等への対応

- グローバル化の進展に伴い、工場が海外に移転したり、外国人労働者の受入れが増加していたりすることなどから、専門高校等を卒業する生徒には、将来、国内外の工場や建設現場等において、外国人を指導するリーダーとして活躍することがこれまで以上に期待されている。
- そのため、海外の学校との姉妹校締結など、ものづくりを通じた国際交流の推進や本県企業の海外工場等を拠点とした海外インターンシップを実施する必要がある。
- 海外インターンシップや海外からの留学、ホームステイの受入れについて、その魅力と意義、実情等を正しく伝えるとともに、国の支援制度の活用や民間の留学支援団体等との連携により、各学校において支援体制を整えておくことが大切である。
- 工業分野において必要となる語学力の育成については、到達目標を定めた上で、実用英語技能検定やTOE I C等の技能試験を積極的に活用することが必要である。
- 創造性を育成するためには、ものづくりに関する視野を広げる必要があることから、農業科等による6次産業化の研究への参画や工業の複数の学科が連携したプロジェクト学習を実施する必要がある。
- 知的財産権への理解を深めることも大切であることから、例えば、特許庁等が実施する「パテントコンテスト」を活用したり、企業等と連携した知的財産権の取得を伴う商品開発の取組を充実したりする必要がある。

#### (5) 教員研修の充実と教員の確保

- 生徒の資格取得に向け、教員の指導力を一層向上させるため、例えば技能検定（厚生労働省主催）等、技能の習得が必要な資格に関する知識・技能を研修する機会を充実することが望まれる。
- 平成27年度に、産業界から専門性の高い人材を登用するために新たに設けられた「特別免許状」<sup>\*2</sup>の授与を前提とした特別選考（工業）を積極的に活用することで、教員の確保を図る。
- 併せて、大学生等にインターンシップ等の場として学校を提供し、工業教育の魅力を

伝えていく必要がある。

## (6) 学科改善

- 静岡県新産業集積クラスター関連、次世代自動車分野、新エネルギー分野、環境分野等の成長産業で活躍できる人材や、新たな価値の創造に参画できる人材の育成を一層強化するため、将来の技術者として、工業に関する幅広い知識と視野、マネジメント力を併せ持つ人材を育成する新たな学科の設置について研究するなど、産業界のニーズを踏まえ、県の関係部局等と共に人材育成の方策について十分研究することが大切である。
- 現在、高度経済成長期に整備された建物や橋梁等が改修の時期を迎えていることに加え、東日本大震災や2020年の東京オリンピック等を契機として、建設業に携わる人材を育成できる方策を検討する必要がある。
- 地域防災に専門的な立場から貢献できる人材を育成するため、工業に関する学科にあつては、例えば、津波実験装置など防災教育の推進に必要となる施設・設備を十分に整備する必要がある。こうしたニーズを受けて、とりわけ防災の知識が必要な土木系学科においては、防災教育に力を入れる必要がある。

## (7) 施設・設備の整備

- ものづくりの技能と感性（肌感覚）を一層高めたり、技術の高度化への対応や資格取得を推進したりする観点から、学校や専門分野ごとに重点的に整備する設備について研究を深めるとともに、3Dプリンタ、レーザー加工機、GPS測量機など産業教育設備の計画的な更新・新規整備に積極的に努めていくための財政措置が必要である。
- 各学校の実情や実習内容等に応じて、小型・卓上型の工作機械や小型ボードコンピュータ、スティック型コンピュータ等の活用を検討することも望まれる。
- 情報機器については、技術の進展が著しいことから、既存の更新計画（間隔）を見直すとともに、タブレットPC等の新しいタイプの情報端末の整備を加速する必要がある。

## (8) 専門高校等に対する理解促進

- 現在実施している「静岡県高校生ロボット競技大会」や「静岡県高校生エコラン大会」（静岡県工業高等学校長会主催）については、その成果を検証するとともに、国際化を図るなど時代の要請に合致した開催方法や内容になるよう改善を図ることが望まれる。
- 中学校や大学、企業等と連携し、生徒の作品展示や体験講座、学校説明会等を実施する「ものづくり教育フェア（仮称）」を新たに開催することを検討する。

- また、説明に必要となるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力等の育成を加速するため、ものづくりにおけるグループ学習や小中学生との交流等の取組を一層強化する必要がある。

- ※1 イノベーションを生み出せる人材を増やすことを目的にした従来の科学技術教育、理数教育を統合・体系化した教育。
- ※2 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。

## 4 商業

### (1) 学力の確保・向上

- 社会・経済・産業を観る能力を育成するため、商業における4分野（マーケティング分野、ビジネス経済分野、会計分野、ビジネス情報分野）をバランスよく学ぶことが必要であることから、本県の商業に関する学科等においては、会計及びビジネス情報分野の学習に加え、原則として科目「マーケティング」を2年次に必ず履修することとし、ビジネス経済分野の科目を選択履修科目として必ず位置付ける。
- 課題解決能力や自発的・創造的な学習態度の育成を充実させるため、科目「課題研究」等において、アクティブ・ラーニング等の手法を積極的に取り入れるとともに、校外外において学習成果を発表する機会を拡大し、地域の人材を活用して外部（第三者）の評価を積極的に取り入れていく取組等を一層充実させる必要がある。

### (2) キャリア教育の推進

- 生徒を地域社会で組織的に育成していくために、各学校が地域や企業、大学等との連携を図るとともに、協議会等を設置するなどの仕組みづくりを推進する必要がある。
- 生徒の主体性やキャリアプランニング能力を育成するために、高校生が主体となり日常の商業の学習成果を生かした職業・社会体験型イベント等の企画・運営を行うなどの方法で、地域や企業等と連携していくことが重要である。
- 社会的・職業的自立に向けて身に付けるべき力を育成するため、地元企業等からの外部人材の活用（講師招請事業）拡充や、インターンシップの深化を図る取組を実施することが重要である。また、新たに県内の商業関係高校が集い、インターンシップ体験発表会等を実施するなどして、インターンシップの成果を共有し、効果を高めていく必要がある。

- 前回答申された、「起業家精神に、社会的な価値の創造を重視するという精神を加えたソーシャル・アントレプレナーシップ（社会起業家精神）」を育成することで、商業を学ぶ生徒に地域・社会貢献の重要性を再認識させる必要がある。

### (3) 高度化する知識・技術への対応

- ビジネス実務能力やマネジメント能力など、商業における高度な専門性を確保するため、商業4分野の確実な学力の定着を図るとともに、経営者としての視点や資質・能力を育成する必要がある。
- 高大連携による講師招請や「高校生アカデミックチャレンジ事業」（県教育委員会主催）の成果等を十分に検証し、受講内容を商業4分野に拡大するとともに、連携する大学・学部等を増やすなど、高度な専門性を高める工夫等が重要となる。
- 商業教育において、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスを創出し、商店街の活性化、空き店舗・空きビルの活用等により、地域再生プロジェクトや地域産業の振興に積極的な貢献をするなど、実際のビジネスに即した体験的な学習活動を充実する必要がある。その際、企業が果たすべき社会的責任について学習するとともに、遵法精神や規範意識を正しく身に付けさせることが重要となる。
- 新産業の創出に参画できる人材育成のため、創業者育成支援機関（インキュベーター）との連携により、外部講師の招請や支援機関への訪問など、起業に関する実際の現場に触れる機会を増やしていくことが望まれる。
- 産業界や大学等が主催する、ビジネスにおけるアイデア等を創出する各種コンテストへの参加を推進するとともに、「商品開発コンテスト」や「ビジネスプランコンテスト」等を開催するなど、新産業に携わる企業等との連携を進める必要がある。

### (4) グローバル化等への対応

- 海外に進出している地元企業等から講師を招請し、海外のビジネス事情等を知る機会を増やすとともに、商業科教員の海外研修などを実施して、教員が直接海外のビジネス事情等の知識を得る必要がある。
- 国際ビジネスに精通した人材を育成するため、生徒が研修旅行等で、海外インターンシップを実施するなど、海外渡航の機会を拡大していく必要がある。

### (5) 教員研修の充実と新規教員の確保

- 商業科教員の資質向上を図るため、大学院等での研修や民間企業研修等を実施するとともに、県総合教育センターや商業教育研究会等の研修をより一層充実させる必要がある。
- 新たな授業手法（ケースメソッドや知識構成型ジグソー法など）に関する研修を進

めるとともに、県内外の優れた教員から高度な専門性を学ぶ、商業科教員の広域研修ネットワークを構築し、指導法を共有することが必要である。

- ビジネスの実務経験を有した企業人を採用するなどして、高い専門性を有する新たな教員の確保に努め、学校現場の教員の専門性を一層向上させることが望まれる。

## (6) 学科改善

- 商業関係高校における情報教育の方向性を検証するとともに、商業を総合的に学ぶ学科への改善や情報関係学科を併置する場合のくくり募集の検討など、専門学科の在り方を検討する必要がある。
- 社会・地域のニーズや学校の実情に応じて、商業4分野を確実に学習するための教育課程を研究していく必要がある。
- 高校3年間の商業教育を基盤にして、更に経営感覚や専門知識を有する職業人を育成するため、専修学校との技能連携の拡充、高等学校専攻科や高等専門学校の5年間の一貫教育、高校と大学等との連携・接続による7年間の一貫教育等について研究することが重要となる。

## (7) 施設・設備の整備

- 課題解決ツールとして活用できる情報活用能力を育成するために、プログラミング等に必要不可欠な高性能パソコンの整備に加え、知識・技能中心の授業から体験型の協働的学習（アクティブ・ラーニング）への移行を進めつつ、タブレットPC等の有効で実用性のあるICT機器や実社会で日常的に使われているICT環境の整備等が必要である。

## (8) 専門高校に対する理解促進

- 各学校において、現在実施している理解促進のための取組を充実させるとともに、産業界、行政、PTAとが一体となった協議会等を設置して、商業教育のPR活動を実施することが必要である。
- 商業教育の魅力を伝えるため、商業を学ぶ生徒の活躍の場として、県商業教育研究会等が主催する「ふじのくに高校生ビジネス教育フェア（仮称）」を開催することが望まれる。
- 地域社会に学ぶ場を広げ、生徒が積極的に地域の課題解決に取り組み、社会貢献等の活動を推進することにより、商業教育の魅力を地域社会に発信する必要がある。
- 商業科教員だけでなく、商業を学ぶ多くの高校生が地域や小中学校等へ出向き、科目「簿記」や「情報処理」等で学習した成果を伝える出前授業等を実施するなどして、商業教育の理解促進を図る必要がある。

## 5 家庭

### (1) 学力の確保・向上

- 衣・食・住、保育、福祉等を総合的に学ぶため、「全国高等学校家庭科技術検定（食物調理、被服製作（和服・洋服）、保育）」（全国高等学校家庭科教育振興会主催）等の活用を検討する必要がある。
- 管理栄養士や保育士等、生活関連産業への進路希望に対応するため、家庭科科目の学習に加え、選択科目の幅を広げるなど教育課程を検討し、学力の確保・向上を図る必要がある。

### (2) キャリア教育の推進

- 地域連携等の取組を一層充実させ、総合的に学んだ知識・技術を地域社会に貢献する取組につなげることが大切である。
- 生活関連産業の実際を理解させるため、生徒が企業等のインターンシップで体験したことを共有し、地域社会の課題に対応できる人材を育成することが重要である。

### (3) 高度化する知識・技術への対応

- 専門家を大学や企業等から講師として招聘するなど、大学や企業との連携を充実させるとともに、大学教員・学生の高度な知識・技術に触れる機会となる「高校生アカデミックチャレンジ事業」（県教育委員会主催）を実施し、生活関連産業の将来のスペシャリストを育成する必要がある。
- 優れた技術力を持った外部人材の活用を一層推進するとともに、遠隔授業等の導入を検討する必要がある。

### (4) グローバル化等への対応

- ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」文化の理解・伝承や食と健康に寄与できる人材を育成するため、地産地消に基づく静岡県の農水産物を活用した学習に取り組む必要がある。
- ファッションやデザインにおける国際感覚を身に付けるため、国内外のテキスタイル産地・工場での研修や、海外の学校とのものづくりを通じた国際交流を推進していくことが望まれる。

### (5) 教員研修の充実及び新規教員の確保

- 家庭科教育が扱う範囲は広く、専門的な知識・技術が求められるため、教員の技術力・指導力を高める研修等を、県総合教育センターや家庭科教育研究会等と連携し拡



充することが必要である。

- 県内の多くの家庭科教員が、専門学科等の先進的な取組を共有できる方策を研究し、専門の知識・技術・指導力を高め、新たな可能性を開くことが必要である。
- 高度かつ最新の知識・技術の習得、生活関連産業の現状に関する知識を付与するため、大学、専門学校、民間企業等での教員研修等の機会を確保することが重要である。

#### (6) 学科改善

- 少子高齢化、女性の社会進出など、社会の変化を背景とした最新の社会のニーズに対応できる教育課程を工夫するなど、時代の要請に合致した家庭科教育の在り方について研究することが望まれる。
- 家庭科の学習に興味・関心の高い生徒に対し、より高度な学習内容を提供するためには、家庭の専門学科に加え、県内東部・中部・西部に家庭科教育の推進のために中心的な役割を担う学校を置くことが重要である。

#### (7) 施設・設備の整備

- 高度かつ最新の技術指導を行うため、遠隔授業や専門科目「情報デザイン」等のグラフィック実習に対応できるPC等の整備をする必要がある。
- ものづくりを通じた知識・技術の習得のため、染色実習等の実習教室や生徒作品の展示・保管場所を充実する必要がある。

#### (8) 専門高校等に対する理解促進

- 大学や企業、行政機関と連携し、社会的ニーズに対応した商品開発に取り組むなど、取り組む内容や連携機関の幅を広げ、専門教科「家庭」の教育活動の理解促進を図ることが重要である。
- 専門学科においては、小中学生を対象とした体験授業等の拡充や、広報誌の定期的な発行・配布、ホームページ等の充実を図るなどして、家庭科教育の魅力をより一層発信する取組を実施することが必要である。

## 6 福祉

### (1) 学力の確保・向上

- 福祉マインドの育成に加え、介護・福祉の専門職としてコアとなる知識・技術の定着を図るため、「高校生介護技術コンテスト」（県高等学校福祉教育研究会主催）や介護実習等を活用し、地域福祉の即戦力となる人材を育成することが重要である。

- 福祉科においては、介護福祉士国家試験の高い合格率を維持するため、ティームティーチング等による個に応じた指導の充実、各学校が共通で使用できる教材の開発、ICTを活用した効果的な学習方法等の研究をしていく必要がある。

## (2) キャリア教育の推進

- 高齢化が進む日本において、更に高度化・細分化する介護・福祉のニーズに対応するため、介護福祉士の資格をスタートラインとして大学等に進学し、社会福祉士や看護師等の資格を取得するキャリアパスを示すなど、地域福祉に貢献できる人材への動機を高める必要がある。

## (3) 高度化する知識・技術への対応

- 「地域包括ケアシステム」<sup>※3</sup>への理解を深めるため、企業や大学等の福祉・医療の専門家や実務経験の長い現場経験者による講義や演習の受講、介護実習におけるケアカンファレンスへの参加などが必要である。
- 介護、医療等の専門性を合わせ持つとともに、幅広い知識・技術を持った人材を育成する必要があることから、介護福祉士に加え、社会福祉士や看護師等の資格取得を目指す生徒の高校卒業後の職種・職域の選択肢を広げるため、福祉分野で学んだことを生かすことのできる大学等への接続の在り方を検討することが必要である。
- 学習意欲が高く、優れた能力を有する生徒に対するキャリア教育を充実させるため、高校段階で、大学等において高度な研究活動を体験する場を設定することが必要である。

## (4) グローバル化等への対応

- 海外の社会福祉や福祉事情を理解し、福祉現場のグローバル化に対応できる人材を育成するため、海外の学校との交流を推進することが望まれる。

## (5) 教員研修の充実及び新規教員の確保

- 介護福祉士養成に関する制度の変更や近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に柔軟に対応するため、教員が地域や行政、介護福祉士会等が実施するより専門的な研修に参加できる機会を増やすなど、資質能力の向上を図る必要がある。
- 教員採用試験において、福祉の免許のみでの受験や「特別免許状」の授与を前提とした特別選考の制度<sup>※4</sup>を積極的に活用し、高度な医療の専門性と経験を必要とする「医療的ケア」等の指導に対応できる教員の確保に努める必要がある。

## (6) 学科改善

- 福祉科の生徒は、将来、専門職としての活躍が期待される存在であることから、今後、

社会の動向を注視しながら、高齢者福祉、障害者福祉に加え、児童福祉、医療分野等への福祉の広がりに対応するための教育課程の在り方等について研究することが重要である。

#### (7) 施設・設備の整備

- 介護福祉士国家試験の在り方や介護人材の育成について検討が行われている現状を踏まえ、法律等の改正や福祉分野の新たな動向にも迅速に対応できる設備を整えるための財政措置が必要である。

#### (8) 専門高校等に対する理解促進

- 福祉を学ぶ高校生が、課題事例に対する介護技術力を競う「高校生介護技術コンテスト」等の取組を通して、地域社会に向けて福祉教育の魅力を発信し、福祉職に対する理解促進に努める必要がある。
- 企業、行政機関等と連携し、校内における高校生によるミニデイサービスの企画・実施を通して、地域に貢献する高校の在り方を検討することが重要である。

※3 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制。

※4 学士以上の学位を持ち、かつ看護師、保健師または助産師の資格を持つ者で、資格取得後、医療機関等で医療、福祉関係の業務に従事し、5年以上の勤務経験を有する者。ただし、合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要。

## 7 芸術

### (1) 学力の確保・向上

- 芸術や芸術文化を尊重する態度を養うために、芸術を幅広く鑑賞し、批評する能力を育てることが求められる。
- 新たな産業の広がりに対応しクリエイティブ産業<sup>※5</sup>やデザイン、アートマネジメント<sup>※6</sup>の分野等で活躍する人材を育成する必要があることから、ICTの活用を理解することが重要である。

### (2) キャリア教育の推進

- 芸術の専門的職業の実際や、新たな産業の現場を理解するためにインターンシップを行うことが望まれる。
- 芸術の知識や技能を実社会で活用する場面を新たに設定する必要があることから、ク

リエイティブ産業等の企業からの講師を招聘、芸術に関連する企業やアートNPO等との連携が望まれる。

(3) 高度化する知識・技術への対応

- デザインやアートマネジメント等、芸術の新たな分野についても生徒の知識・技術を高めるため、高大連携事業「高校生アカデミックチャレンジ事業」（県教育委員会主催）を実施する必要がある。
- コンピュータ等のデジタル機器や情報通信ネットワークを使った表現に関する学習を通して、情報メディアの活用による伝達効果及び特質を生かした表現方法や技能を体得させる必要がある。
- 芸術を幅広く鑑賞し、批評する能力を育てるため、県内の美術館等の活用やSPACの演劇等の鑑賞等、広い意味での総合芸術に直接触れることが求められる。

(4) グローバル化等への対応

- 専門科目等において、外国語やALTを活用した授業の工夫が求められる。

(5) 教員研修の充実と新規教員の確保

- 県総合教育センター等において、新しい実学として、クリエイティブ産業やデザイン、アートマネジメント等の芸術の専門教育を視野に入れた研修を実施し、専門教育の立場から、芸術についての研修に取り組み、教員の芸術産業への理解を深める必要がある。
- 芸術分野において高度な技術をもつ教員の採用方法を研究する。

(6) 学科の改善

- 従来の作家や演奏家等の育成に加えて、広く社会や産業界での芸術活動の動向に対応し、高校段階から積極的な情報提供や体験活動を行うことが必要であることから、今後は、新しい発想や動向に対応した教育課程を検討する必要がある。

(7) 施設・設備の整備

- 高度化の基礎となる芸術的力量を身に付けるため、音楽専攻においては、音楽施設（スタジオ）等の利用に加えて、新たにICTを活用するための音楽教室等の整備、美術・書道専攻については、照明・可動展示壁面等が配備された実習室と作品収納倉庫の整備やクリエイティブ産業やデザイン、アートマネジメントの現場で使用されているICT機器を導入するための財政措置が必要である。


#### (8) 専門高校に対する理解促進

- 生徒による小中学校への出前授業を充実するなど、地域社会に芸術科の魅力を広くアピールすることが必要である。

※5 芸術、映画、ゲーム、服飾デザイン、広告など、創造性や技能・技術が作品の価値を生み、文化を形成し得る新しい産業の分野。

※6 音楽、演劇、美術、映画などの芸術活動に企業経営の手法を取り入れ、芸術活動を支援し、多くの人に質の高い芸術に触れる機会を提供することを目的とした運営の理念や活動。

## 芸術に関する産業

観点	分野	具体的な職業等の例	
従来、主に視野に入れていた分野  今後、新しい実学として視野に入れていく分野	作家・演奏家等	音楽	作曲家、編曲家、演奏家、歌手
		美術・工芸	画家、彫刻家、陶芸家、金属工芸作家、ガラス工芸作家、染色作家、写真家
		書道	書家、篆刻家、書造形家
	教育関係	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学等の音楽、美術、工芸、書道の教師、音楽、美術、工芸、書道の個人教室、塾等	
	デザイン	グラフィックデザイナー、パッケージデザイナー、プロダクトデザイナー、インテリアデザイナー、インテリアコーディネーター、ファッションデザイナー、建築デザイナー、環境デザイナー、レター（文字）デザイナー	
	クリエイティブ産業	アートディレクター、WEBクリエイター、WEBデザイナー、ゲームクリエイター、キャラクターデザイナー、映像クリエイター、CGデザイナー、アニメーター、イラストレーター、マンガ家	
	アートマネジメント及び関連分野	行政機関	県・市町村の文化関係部署職員
		法人等	文化財団・公共文化施設職員、アートNPO職員
		美術館・劇場等	美術館・博物館の学芸員・事務職員、劇場・ホールの事務職員、劇場・ホールの音響・照明技術者
		教育関係機関及び団体	高等学校文化連盟・中学校文化連盟職員、各地の文化協会職員
民間企業社員	楽器製造業、画材・書道用品製造業、楽器店、画材店、書道用品店、画廊・美術商、音楽・芸能プロダクション、広告代理店、出版社、印刷会社、観光・旅行業		
自由業(フリーランス)	ピアノ調律師、美術品・文化財修復士		
医療・福祉	福祉関連企業・団体職員、福祉NPO職員、音楽療法士		
その他	マスコミ関連企業職員、メディア関連企業職員、メセナ団体職員		

## 8 スポーツ

### (1) 学力の確保・向上

- スポーツに積極的に関わろうとする意欲や態度を養うために、教科指導において体育理論や実技種目においてスポーツや運動に対する基礎的知識や技能の習得を図ることが必要である。
- 特に、総合学科等においては、スポーツや運動に関する発展的な学習を進めるために、学校や地域の実情に応じた学校設定教科・科目等を設置するなど、生徒にスポーツ関連の知識修得やスポーツ実践の場を提供し、学習機会の確保及び内容の充実を図り、生涯を通してスポーツの振興発展に貢献できる資質や能力を育てることが必要である。

### (2) キャリア教育の推進

- 「スポーツをする・させる」分野に加えて、スポーツ関連産業等の「スポーツをみる・支える」分野をキャリア教育として体系的に位置付け、生徒がトップアスリートに触れる機会やインターンシップ等に参加できる体制づくりが必要である。
- スポーツ関連分野の理解や関心を高めるために、トップアスリートやスポーツ関連分野の専門家を講師として招聘するなど、スポーツ関連分野の職業観育成や社会に貢献する意識の醸成を図ることが求められる。

### (3) 高度化する知識・技能への対応

- スポーツ指導及びスポーツに関連する医療、健康・福祉関連の専門的な資格の取得や高度な知識、経験が求められる分野については、大学や企業等が保有する専門的な人材等を活用し、アカデミックチャレンジ事業を参考に高度な知識・技能を持つ人材育成のための取組を実施することが必要である。
- 大学の有識者等と連携し、スポーツ医・科学等の科学的根拠に基づいた指導を授業や運動部活動へ導入することにより、生徒がスポーツの専門的な知識や高度な技能を活用することができる体制づくりが求められる。
- さらに、各学校においては、個々の生徒のニーズに応じて、全国大会やオリンピックなどの国際大会等に向けた競技力向上を図るための取組を支援する体制の構築が望まれる。

### (4) グローバル化等への対応

- スポーツ分野においてもグローバル化が進み、小中学生の頃から高校生に至るまで国際試合に参加するなど、海外においてスポーツ体験をする機会が増加してきており、学校において国際交流や異文化理解を促進するための取組と国際試合に訪れる外国人と適切にコミュニケーションがとれる語学力の育成が必要である。

- また、「スポーツ観戦教室」など、高校生が国際試合等を観戦して、スポーツのグローバル化を体感する機会を確保し、グローバルな視点でスポーツに親しむ態度を育成することが必要である。

#### (5) 教員研修の充実と新規教員の確保

- 県が実施する「しずおか型部活動推進事業」等の拡充を図り、科学的根拠に基づいた指導や女性スポーツ指導者養成に向けた研修の場を確保し、計画的、継続的に研修の充実を図ることが望まれる。
- 県内の大学等と連携し、将来教員を目指す大学生等が参加する運動部活動支援ボランティア等による活動の単位認定を奨励するなどして、多くの大学生等が学校でのスポーツ活動に参加するための環境を整え、優秀な教員の確保に努める必要がある。

#### (6) 施設・設備の整備

- 生涯スポーツを推進する観点から、学校では校内のスペースを活用し、レクリエーション等のスポーツを実施するために必要な施設・設備を整備するなど、生徒が日常からスポーツに親しみ、楽しさを味わうための環境作りが求められる。
- 授業やスポーツ活動等におけるグラウンド活用率向上、土埃対策及び怪我防止の観点から、グラウンドを芝生化することや体育館等のスポーツ施設の充実など、スポーツ活動の推進及び安全に配慮した環境整備を進めることが望ましい。
- 生徒の動きや特徴を即座に確認するなどの効果的指導のために、実技を伴う教科・科目等においては、タブレットPC等を活用するなどのICTの導入が必要である。

#### (7) 専門高校等に対する理解促進

- 高校生が近隣の中学校等において中学生のスポーツを指導したり、運動部活動やボランティア活動等を通して地域と交流したりするなど、スポーツ関連分野の魅力を伝え、スポーツ関連分野の活動について地域社会の理解促進を図るための取組が望まれる。



スポーツ関連産業について「する」「みる」「支える」の3観点から関連する職業を分類し、具体的な職業や企業等を例示

観点	分類	具体的な職業や企業例
する させる	プロ選手	野球、サッカー、テニス、ゴルフ、バスケットボール、相撲、ボクシング、競輪、競馬等
	トップアスリート	オリンピック選手、パラリンピック選手、アマチュア選手、実業団の選手等
	施設運営	体育施設、プール、ゴルフ場、テニスクラブ、乗馬施設、スケートリンク、キャンプ場等
	教育機関	小学校、中学校、高等学校、大学（授業、部活動）等 民間のスクール（スイミング、テニス、ゴルフ、柔道、ボクシング、ダイビング等）、フィットネスクラブ等
みる みせる	サービス業	スポーツ興行（プロ野球球団、Jリーグサッカークラブ、相撲部屋等）等
		競技団体、競輪場、競馬場等
		スポーツ団体（日本野球機構、日本プロサッカーリーグ、日本相撲協会等）等
支える	スポーツ指導	体育教員、スポーツ指導者、インストラクター等
	教育機関	高等学校、大学、専門学校（体育・スポーツ関係の学部、学科、コース）等
	企画・運営・経営	スポーツイベント業者、スポーツ（体育）施設の職員等
	製造	スポーツ用衣料、シューズ、スポーツ用品のデザイン・製作等
		スポーツ飲料水、サプリメント、健康食品等の研究、製造等
		スポーツ施設の建設、スポーツ設備（サッカーゴール、バスケットボールゴール、プール、人工芝、タータン等）の製造、設置等
	医療、福祉	スポーツ整形外科、スポーツ診療所（マッサージ、鍼灸、柔道整復）、トレーナー等
	販売	スポーツ衣料、スポーツ用品、スポーツ飲料、スポーツ関連食品の販売（スポーツ用品店）等
その他	スポンサー、マスコミ等	

## おわりに

専門高校等において、農業・水産、工業、商業、家庭・福祉、芸術、スポーツの各分野で、本県における新しい実学を奨励するため、学力の確保・向上に対する取組やキャリア教育の推進、グローバル化等への対応など、次代の産業を担う人づくりの在り方や、社会の変化に柔軟に対応し、地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力などを育成するための方策等を速やかに具現化していく必要がある。

そのためには、専門高校等に在籍する生徒を指導する教職員の指導力を高めるための教職員研修を充実させることが不可欠である。研修において、教職員自らも楽しんで授業に当たり、専門教育の魅力を伝えられるようにすることや、過度に教職員の負担にならないよう配慮する必要がある。今後、豊富な経験や高度な専門性を有する多くの教職員が退職する時期を迎えることから、専門高校等の卒業生を本県教職員として採用したり、技術・技能に秀でた新たな教職員の確保に努めたりすることにより、グローバル化や次代の産業に対応し、起業家精神を育む専門教育を創造することのできる人材の確保に努める必要がある。さらに、学校で専門教育の指導に当たる教職員には、必要に応じて、企業や大学等で、最新の知識・技能等を習得するためのリカレント教育（再教育）の機会を設けることも有効である。

魅力ある専門教育を実施する上で、必要な実験・実習等のための施設・設備の整備が重要であることは言うまでもない。しかしながら、各専門高校等は老朽化した施設・設備を使用せざるを得ない状況に直面している現実にあることから、財政上の措置に努めるとともに、ICT機器等については、更新年数の短縮やリース等への変更を検討するなど、早急な対応が求められる。

今後、新しい実学に関する本答申の具現化の方策について、必要な取組を推進するとともに、関係者にアンケート調査等を実施するなどして、取組の成果等を十分に検証することが望まれる。

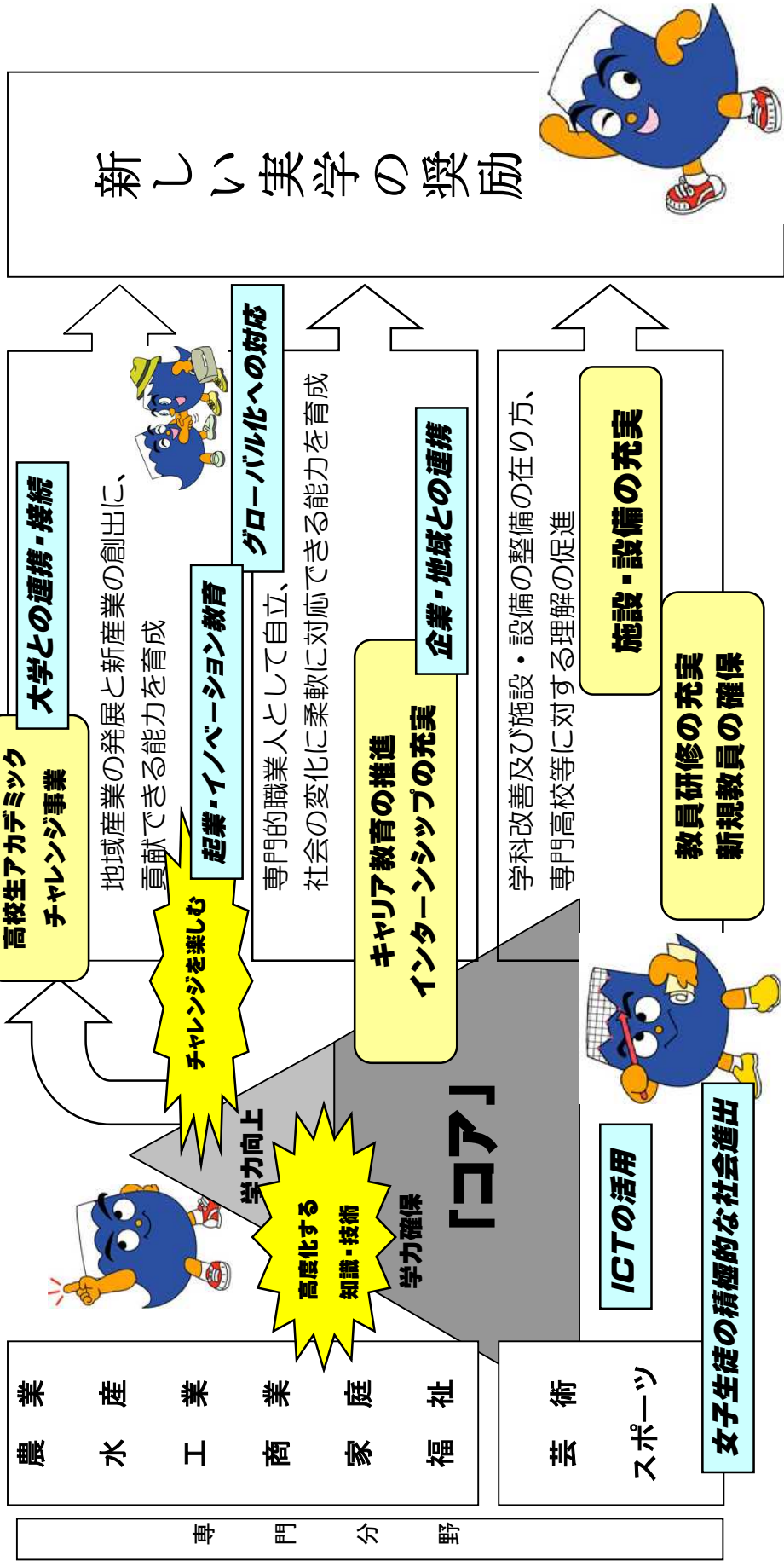
また、実学を奨励する視点においては、各専門分野の取組を実施するだけでなく、他の専門分野に関心を持って理解に努めるなど、分野横断的な取組の実施も考えられる。

本答申に係る取組は、専門高校等の努力のみによって、成されるものではない。

産学官の連携により、社会総がかりの教育を実施して、本県における専門教育の更なる改善・充実を図っていきたい。

# 静岡県産業教育審議会

## 諮問事項 専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について

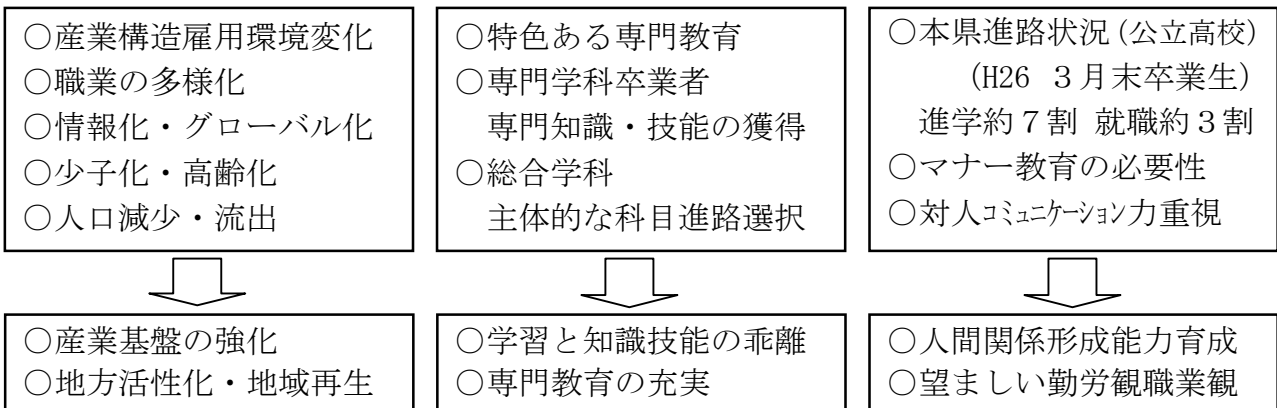


# 「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」【概要】

## 1 新しい実学の奨励

○ 義務教育終了後、生徒たちが真に学びたい分野、興味を持つ分野に進むことができる環境を整備するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツの分野において若者の資質や才能を伸ばすことのできる、実践的な学問としての「新しい実学」を奨励する。

## 2 第1章 産業教育を取り巻く現状と課題



## 3 第2章 新しい実学を奨励するための方策

3つの視点

- 専門的職業人として社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策
- 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策
- 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"><b>専門的職業人の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学力の確保・向上 基礎学力の確実な定着 多様な学習ニーズへの対応</li> <li>(2) キャリア教育の推進 インターンシップの充実 産学官・異校種間連携 突出した専門人材の育成 女性の進出・活躍</li> </ul>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"><b>産業社会の担い手育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高度化への対応 実践的な職業教育の推進 プロフェッショナル育成 チャレンジ 教育年限延長や飛び入学等</li> <li>(2) グローバル化への対応 日本人としてのアイデンティティ 海外インターンシップ イノベーション 起業家精神育成</li> </ul>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"><b>専門高校等の理解促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学科改善 専門学科の意義等の明確化 くくり募集 専攻科の在り方</li> <li>(2) 施設・設備の整備 専門分野への適切な整備 計画的な更新新規設備推進</li> <li>(3) 理解促進 専門教育の魅力体现機会拡大</li> </ul>
--	---	--

**教員の確保・研修の充実**

- 大学生等への専門教育魅力発信    ○ 技術革新等に対応した指導力の育成
- 企業等人事交流の推進            ○ 大学院等への教員派遣            ○ アクティブ・ラーニング等指導法確立

## 4 第3章 各部会における新しい実学を奨励する具体的方策

**専門学科等における具体的方策（別紙骨子参照）**

(1) 農業 (2) 水産 (3) 工業 (4) 商業 (5) 家庭 (6) 福祉 (7) 芸術 (8) スポーツ

## 参考資料

- 1 静岡県産業教育審議会諮問事項等 .....1
- 2 静岡県産業教育審議会の審議経過等 .....2
- 3 静岡県産業教育審議会条例等 .....3
- 4 静岡県産業教育審議会委員名簿 .....5
- 5 静岡県産業教育審議会各専門部会委員名簿 .....6



## 静岡県産業教育審議会諮問事項等

### 1 諮問事項

専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について

### 2 検討の視点

(1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

生徒の持つ多様な能力や個性を最大限に伸張させるとともに、専門的職業人として、産業・経済の構造的変化、雇用の流動化・多様化等の社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成する必要がある。

(2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

社会・経済のグローバル化に伴う国際的な競争の激化と空洞化の進行、資源・エネルギー制約の強まり等の中で、先行きの不透明感が強まっている。このような中、本県の現在の経済規模を維持、成長させていくためには、これまで以上に地域産業の発展に寄与するとともに、新産業の創出にも積極的に参画し、今後の産業社会の担い手として貢献できる人材を育成する必要がある。

(3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

上記(1)及び(2)のために必要な関連学科の充実及び施設・設備の整備を図るとともに、中学生や保護者、企業、県民に対して専門高校等への理解を深める必要がある。

### 3 諮問理由

「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会 ～創造性を育むために～」最終報告書（平成26年4月22日）において、農業、工業、商業、芸術、スポーツ等の分野で生徒の資質や才能を伸ばすことのできる実践的な学問としての「新しい実学」を奨励するため、本県の専門高校等や職業教育、キャリア教育の在り方について、更に詳細な検討を行っていく必要性が指摘されている。

この報告を受け、本審議会において、専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について審議をお願いする。

### 4 その他

本審議会においては、平成27年3月を目途に中間まとめを、平成27年6月を目途に答申をいただく。

静岡県産業教育審議会の審議経過等

年度	月	審 議 会	専 門 部 会
26	8	第1回（8月1日） ○ 説明（諮問事項・開催計画等） ○ 承認（専門部会の設置） ○ 審議（現状と課題、前回答申具現化進捗状況等）	第1回 農業・水産、工業、商業、家庭・福祉、芸術専門部会（8月1日） スポーツ専門部会（8月19日）
	9		第2回商業専門部会（9月4日）工業専門部会（9月5日） 農業・水産専門部会（9月11日） 家庭・福祉専門部会（9月16日）芸術専門部会（9月22日）
	10	第2回（10月17日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策）	
	11		第2回スポーツ専門部会（11月7日） 第3回家庭・福祉、芸術専門部会（11月4日） 工業専門部会（11月13日）商業専門部会（11月14日） 農業・水産専門部会（11月25日）
	12	第3回（12月16日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策）	
	1		第3回スポーツ専門部会（1月26日） 第4回家庭・福祉専門部会（1月13日） 農業・水産専門部会（1月15日）芸術専門部会（1月16日） 商業専門部会（1月19日）工業専門部会（1月23日）
	2	第4回（2月9日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策、中間まとめ(案)）	
	3	● 中間まとめ	
27	5	第5回（5月21日） ○ 報告（部会検討内容） ○ 審議（専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について）	第5回 家庭・福祉専門部会（5月25日） 芸術専門部会（5月28日）商業専門部会（5月29日） 工業専門部会、第4回スポーツ専門部会（5月26日）
	6		第5回農業・水産専門部会（6月10日）
	7	第6回（7月16日） ○ 審議（答申）（案）	
		● 答申（8月21日）「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」	
	11 H28 2	第7回 ○ 報告（各部会具現化進捗状況等） ○ 審議（具現化の方策）	



## 静岡県産業教育審議会条例

制 定 昭和 27 年 3 月 25 日 条例第 32 号

改 正 昭和 32 年 9 月 1 日 条例第 36 号

昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号

昭和 40 年 3 月 23 日 条例第 22 号

昭和 42 年 3 月 20 日 条例第 9 号

昭和 43 年 3 月 22 日 条例第 35 号

昭和 46 年 3 月 15 日 条例第 25 号

昭和 60 年 12 月 23 日 条例第 36 号

静岡県産業教育審議会条例をここに公布する。

### 静岡県産業教育審議会条例

(設置)

第 1 条 産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）第 11 条の規定に基づき、静岡県産業教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正 [昭和 60 年条例 36 号]

(委員)

第 2 条 委員の数は、12 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正 [昭和 35 年条例 25 号・43 年 35 号・60 年 36 号]

附則（略）

## 静岡県産業教育審議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県産業教育審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、静岡県産業教育審議会諮問事項について専門的な見地から研究協議するものとする。

(構成)

第3条 専門部会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、教育長が任命する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、専門部会を主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。

2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、静岡県教育委員会高校教育課及び静岡県総合教育センター総合支援課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

参考資料 4

## 静岡県産業教育審議会委員

任期 平成 26 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

(50 音順、敬称略)

NO	氏 名	役 職	備考
1	市川 陽子	静岡県立大学食品栄養科学部准教授	農業水産部会顧問
2	伊東 幸宏	静岡大学学長	会長 工業部会顧問
3	岩崎 清悟	静岡ガス株式会社代表取締役会長 CEO	副会長
4	加藤 百合子	株式会社エムスクエア・ラボ代表取締役	
5	川島 貴美江	静岡県立大学短期大学部准教授	家庭福祉部会顧問
6	小出 宗昭	富士市産業支援センターf-Biz センター長	
7	高田 和文	静岡文化芸術大学副学長	芸術部会顧問
8	竹川 暢昭	県立静岡農業高等学校長	
9	戸田 昭直	浜松学院大学現代コミュニケーション学部教授	商業部会顧問
10	中安 茂夫	エンシュウ株式会社特別相談役	
11	松村 友吉	株式会社いちまる代表取締役社長	
12	鷺崎 早雄	静岡産業大学経営学部特任教授	スポーツ部会顧問

## 静岡県産業教育審議会専門部会委員

(任期 平成 26 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日)

### 農業・水産専門部会委員

(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	滝井 徹	県立磐田農業高等学校長	部会長 H26. 6. 1～H27. 3. 31
2	飯田 秀人	県立焼津水産高等学校長	副部会長 H26. 6. 1～H27. 3. 31 部会長 H27. 4. 1～
3	望月 宜彦	県立静岡農業高等学校副校長	副部会長 H27. 4. 1～
4	大塚 忠雄	県立浜松大平台高等学校副校長	
5	森 健司	県立天竜高等学校教頭	
6	松井 正樹	県立田方農業高等学校教諭	
7	南條 年厚	県立静岡農業高等学校教諭	
8	加藤 秀世	県立天竜高等学校教諭	
9	若月久美子	県立農林大学校学生課長	
10	新井 淳一	県立浜松湖北高等学校教諭	
11	西島 靖真	県立焼津水産高等学校教諭	

### 工業専門部会委員

(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	田中 克己	県立科学技術高等学校長	部会長 H26. 6. 1～H27. 3. 31
	塩崎 克幸		部会長 H27. 4. 1～
2	久松 宏	県立御殿場高等学校副校長	副部会長
3	福井 一恭	県立浜松湖北高等学校教頭	
4	渡森 和彦	県立沼津工業高等学校教頭	
5	堀井 一男	県立沼津工業高等学校教諭	
6	牧野 心一	県立科学技術高等学校教諭	
7	鈴木 浩	県立浜松湖北高等学校教諭	

参考資料5

商業専門部会委員 (敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	野崎 英二	県立静岡商業高等学校長	部会長
2	中澤 秀紀	県立浜松商業高等学校長	副部会長
3	金親 徳行	県立沼津商業高等学校副校長	
4	多嶋 洋一	県立富士宮北高等学校教頭	
5	石原 一義	県立静岡中央高等学校教頭	
6	中村 真二	県総合教育センター班長	
7	飯嶋 雄三	県立沼津商業高等学校教諭	
8	小塩 宜浩	県立相良高等学校教諭	

家庭・福祉専門部会委員 (敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	大橋 泰久	県立磐田北高等学校長	部会長
2	中野 幸枝	県立富岳館高等学校長	副部会長
3	三井 美奈	県立浜松東高等学校教頭	
4	山本かほり	県立島田工業高等学校教諭	H26. 6. 1～H27. 3. 31
	堀之内育子	県立藤枝西高等学校教頭	H27. 4. 1～
5	白井美由紀	県立清流館高等学校教諭	
6	飯田 美子	県立清水西高等学校教諭	
7	安達のぞみ	県立伊豆総合高等学校教諭	
8	山口 恭子	県立裾野高等学校教諭	
9	田中 悟子	県立御殿場高等学校教諭	
10	平野 貴子	県立御殿場高等学校教諭	
11	高橋 恵子	県立富士宮東高等学校教諭	H26. 6. 1～H27. 3. 31

参考資料 5

芸術専門部会委員

(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	白柳 一弥	県立浜松大平台高等学校長	部会長 H26. 6. 1～H27. 3. 31
	大庭 弘義	県立金谷高等学校長	部会長 H27. 4. 1～
2	白井 秀幸	県立掛川東高等学校副校長	副部会長
3	小田木睦美	県立浜松江之島高等学校教諭	
4	村松 佑哉	県立小山高等学校教諭	
5	伊藤 友美	県立清水南高等学校教諭	
6	竹川友美子	県立静岡商業高等学校教諭	
7	福田 直花	県立金谷高等学校教諭	
8	池谷 公司	県立沼津西高等学校教諭	
9	鈴木美恵子	県立静岡中央高等学校教諭	

スポーツ専門部会委員

(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	松井 和子	県立清水西高等学校長	部会長
2	服部 康雄	県立島田工業高等学校長	副部会長
3	宮本 宗明	県立浜北西高等学校副校長	
4	高橋 和秀	県立富士宮東高等学校教頭	
5	川口 雅司	県立韮山高等学校教諭	
6	待谷健一郎	県立磐田南高等学校教諭	
7	大川 晃広	県立科学技術高等学校教諭	
8	生越 寛道	県立静岡東高等学校教諭	
9	村田 佳代	スポーツ振興課指導主事	
10	設楽 和宏	県立清水南高校中等部教頭	H26. 6. 1～H27. 3. 31

静岡県産業教育審議会（答申）

「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」の骨子





静岡県産業教育審議会（答申）  
「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」の骨子

**第1章 産業教育を取り巻く現状と課題**

- グローバル化の進展等による急速な社会の変化と経済の動向
- 少子化、人口流出及び減少に対する懸念の増大
- 企業が求める人材と職業人としての資質・能力

**第2章 新しい実学を奨励するための方策**

- (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策
  - ア 学力の確保・向上
    - 「生きる力」の育成、学び続ける姿勢を持った職業人の育成
    - これからの職業人として身に付けさせるべき「生きる力」の育成
  - イ キャリア教育の推進
    - 関係機関との連携による外部人材の活用、本県産業を担う人材育成、女性の社会進出
    - 就業体験（インターンシップ）の更なる拡充
- (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策
  - ア 高度化する知識・技術への対応
    - 地域や産業界、地元大学等と連携した優れた外部人材との協力体制
    - 社会の変化や産業界の動向に対応した高度な知識・技能の習得
    - 高等学校と大学による相互の定期的な情報交換・意見交換の実施
  - イ グローバル化等への対応
    - 日本人としてのアイデンティティ等を前提に異文化を理解する能力の育成
    - 国内にいる外国人や海外に進出している地元企業等との交流
    - 新産業の創造に資する起業等やイノベーションを起こす国際感覚を持った職業人の育成
  - ウ 教員研修の充実と新規教員の確保
    - 高い専門性の確保と専門分野における指導力の育成
    - ICT機器やアクティブ・ラーニング等の活用、指導法等による研修の充実
    - 教員採用段階における民間企業経験を有した優れた人材の採用
- (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策
  - ア 学科改善
    - 中学生等へ将来の職業を意識した適切な学科選択、学習内容がわかりやすい学科名称の提示
    - 高校3年間で身に付けた専門知識・技術等の深化を意識した高等教育機関への接続・連携
  - イ 施設・設備の整備
    - 著しく老朽化した施設・設備や新技術の動向に応じた最新の施設・設備の更新
    - ICT機器の整備とその活用を図ることができる環境の整備
  - ウ 専門高校等に対する理解促進
    - 専門性を生かした特色ある行事や取組の一層の充実
    - 社会総がかりの教育の推進、専門高校等に対する正しい理解の獲得

**第3章 専門学科等における新しい実学を奨励するための具体的方策**

**1 農業**

- (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策
  - ア 学力の確保・向上
    - 農業教育の標準となる「コア」の作成、日本農業技術検定3級取得の推進
    - アグリマイスター顕彰制度の活用

- イ キャリア教育等の推進
  - 農業法人等へのインターンシップを推進
  - 農林大学校との接続を意識したカリキュラムの検討
- (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策
  - ア 高度化する知識・技術への対応
    - 学校設定科目「チャレンジ・ファーム」の開設、6次産業化への対応
  - イ グローバル化等への対応
    - 学校設定科目「グローバル農業」の開設
  - ウ 教員の研修の充実と新規職員の確保
    - 企業や研究機関、大学、農林大学校、JA等関連機関を活用した実技講習会・研修の実施
    - 農業教育の魅力を高校生に伝え、将来農業教育に携わりたいと考える生徒の育成
- (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策
  - ア 学科改善
    - 学科を横断して生徒が履修できる学校設定教科・科目の設置
    - 大学との接続を踏まえて教科「生物」「化学」等を学ぶカリキュラムの検討
  - イ 施設・設備の整備
    - 低コスト・省エネ生産技術に対応した温室や安全衛生基準を満たした食品実習室等の整備
    - 農業生産法人等で使われている施設の導入
  - ウ 専門高校等に対する理解促進
    - 中学校教員を対象とした研究会の開催
    - 大学進学者、プロジェクト学習や生物育成を学んだ人材等による農業教育の魅力発信

## 2 水産

- (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策
  - ア 学力の確保・向上
    - 産業の広がりに対応できる幅広い教養の獲得
    - 各専門分野で身に付けさせる知識・能力の明確化、各種検定試験を活用した定着度の把握
    - 基礎学力の確実な定着を目的とした学校設定教科・科目の研究
  - イ キャリア教育の推進
    - 大学等への進学指導の推進
    - 生徒が経営する模擬会社「魚国」におけるICTを活用した販売方法等の研究
- (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策
  - ア 高度化する知識・技術への対応
    - 漁獲から加工、流通、消費を一つの産業として捉え、総合的マネジメント能力を備えた人材の育成
    - 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」事業による、専門的職業人を育成するプログラムの研究・実践
    - 専攻科から水産系大学等への接続の在り方の研究
  - イ グローバル化等への対応
    - 外国人の船員や労働者とコミュニケーションがとれる人材の育成
    - 異文化理解、海外経験を目的とする国際航海（台湾・ミクロネシア等）の実施
  - ウ 教員研修の充実と新規教員の確保
    - 他校との人事交流や企業における研修機会の増加
    - 水産・海洋系で学ぶ大学生への教職ガイダンス等の実施
- (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策
  - ア 学科改善
    - 生徒の進路希望に応じて幅広く科目選択できるカリキュラムの検討

- 水産や海洋を取り巻く環境の変化に対応できるカリキュラムの検討
- 広く水産や海洋を学べる学科編成の研究

#### イ 施設・設備の整備

- 老朽化が進んだ食品加工施設の改善
- 大型実習船における定期的な船舶設備の更新

#### ウ 専門高校等に対する理解促進

- 小・中学校における積極的な出前授業の実施
- 地域と連携した水産教育の理解・促進

### 3 工業

#### (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

##### ア 学力の確保・向上

- 学力の定量的な検証と取得を目指す資格の明確化
- 「共通性（コア）の確保」と「多様化（モデル）への対応」

##### イ キャリア教育の推進

- 多様なインターンシップの活用等による体験活動の充実
- 学校設定科目「キャリア設計（仮称）」の開設について研究

#### (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

##### ア 高度化する知識・技能への対応

- 資格取得等で習得する知識・技術の見える化
- 「トップスペシャリスト講習会」の実施と「高校生アカデミックチャレンジ事業」の拡充
- 技術専門学校等との5年一貫教育カリキュラムの研究

##### イ グローバル化等への対応

- 海外インターンシップの実施と海外の学校との技術交流会の拡充
- 複数の学科の連携によるプロジェクト学習の推進

##### ウ 教員研修の充実と教員の確保

- 資格取得のための技能講習会の実施
- 「特別免許状」を授与する特別選考の活用

#### (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

##### ア 学科改善

- 土木系学科の魅力化

##### イ 施設・設備の整備

- 先端的な設備の整備（3Dプリンタ、レーザー加工機等）
- 老朽した設備の更新（工作機械、情報機器等）

##### ウ 専門高校等に対する理解促進

- 中学校や大学、企業等と連携した「ものづくり教育フェア（仮称）」の新規開催

### 4 商業

#### (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

##### ア 学力の確保・向上

- 科目「マーケティング」の原則2年次履修、ビジネス経済分野科目の選択履修
- 課題研究の充実、アクティブ・ラーニング等の導入、外部評価の推進

##### イ キャリア教育の推進

- 地域等との連携による協議会等の仕組みづくりの推進
- 外部人材の活用及びインターンシップの拡充、地域や社会貢献の重要性再認識
- ソーシャル・アントレプレナーシップ育成の定着

(2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

ア 高度化する知識・技術への対応

- 商業4分野の学習を通じた経営者の視点、資質・能力の養成
- コミュニティビジネスの創出等、実際のビジネスに即した体験的な学習の充実
- 起業等の新産業創出への参画、創業者育成支援機関との連携

イ グローバル化への対応

- 商業科教員による海外研修の実施
- 海外渡航機会拡大、海外インターンシップの検討

ウ 教員研修の充実と新規教員の確保

- 民間企業や大学院等への研修機会拡大、広域研修ネットワークの構築
- 新たな授業手法（ケースメソッドや知識構成型ジグソー法など）の研修充実
- ビジネスの実務経験を有した企業人採用等の研究

(3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

ア 学科改善

- 情報関係学科のくくり募集、商業科の類型制の検討、商業4分野を学習する教育課程の研究
- 専修学校との技能連携、高等学校専攻科や高等専門学校との5年一貫教育の在り方検討

イ 施設・設備の整備

- 実社会の環境と同等のICT環境の整備
- 情報活用能力を育成するための高性能パソコン及びタブレットPCの整備

ウ 専門高校等に対する理解促進

- 地域協議会によるPR活動、「ふじのくに高校生ビジネス教育フェア（仮称）」開催検討
- 商業高校生による学習成果伝達を通じた出前授業の実施（地域や小中学校等）

## 5 家庭

(1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

ア 学力の確保・向上

- 「全国高等学校家庭科技術検定」等の活用の検討
- 家庭科科目の学習に加え、選択科目の幅を広げるなど教育課程の検討

イ キャリア教育の推進

- 地域連携等の取組の充実
- インターンシップ体験の共有、地域社会の課題に対応できる人材の育成

(2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

ア 高度化する知識・技術への対応

- 大学や企業との連携の充実、講師として大学や企業等から専門家の招請
- 「高校生アカデミックチャレンジ事業」の実施、生活関連産業の将来のスペシャリストの育成
- 優れた技術力を持った外部人材の活用推進、遠隔授業等の導入検討

イ グローバル化等への対応

- 地産地消に基づく静岡県の農水産物を活用した学習の実施
- 海外の学校とものづくりを通じた国際交流の推進

ウ 教員研修の充実と新規教員の確保

- 技術力・指導力を高める研修の拡充
- 大学、専門学校、民間企業等での研修機会の確保

(3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

ア 学科改善

- 最新の社会的ニーズに対応できる教育課程の工夫、時代の要請に合致した家庭科教育の在り方の研究

## イ 施設・設備の整備

- 遠隔授業や専門科目のグラフィック実習に対応できるPC等の整備
- 実習教室や生徒作品の展示・保管場所の充実

## ウ 専門高校等に対する理解促進

- 社会的ニーズに対応した商品開発
- 小中学生を対象とした体験授業等の拡充
- 広報誌やホームページ等の充実による家庭科教育の魅力の発信

## 6 福祉

### (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

#### ア 学力の確保・向上

- 「高校生介護技術コンテスト」や介護実習等を活用した地域福祉の即戦力となる人材の育成
- 効果的な学習方法等の研究（TT、共通教材、ICTの活用など）

#### イ キャリア教育の推進

- 社会福祉士や看護師等へのキャリアパス提示による将来の地域福祉に貢献できる人材の育成

### (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

#### ア 高度化する知識・技術への対応

- 介護、医療等の専門性や幅広い知識・技術を合わせ持った人材の育成
- 福祉分野で学んだことを生かすことのできる大学等への接続の在り方の検討

#### イ グローバル化への対応

- 海外の学校との交流促進

#### ウ 教員研修の充実と新規教員の確保

- 地域や行政、介護福祉士会等が実施する専門的な研修への参加
- 「特別免許状」授与を前提とした特別選考の活用
- 高度な医療の専門性と経験を必要とする「医療的ケア」等の指導に対応できる教員の確保

### (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

#### ア 学科改善

- 社会の動向を踏まえた福祉分野の拡大に対応し得る教育課程等についての研究

#### イ 施設・設備の整備

- 法律等の改正や福祉分野の新たな動向に迅速に対応できる設備を整えるための財政措置

#### ウ 専門高校等に対する理解促進

- 「高校生介護技術コンテスト」等の取組を通じた福祉教育の魅力の発信
- 校内におけるミニデイサービスの実施、地域に貢献する人材育成の在り方の検討

## 7 芸術

### (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

#### ア 学力の確保・向上

- 芸術や、芸術文化を尊重する態度を養い・批評する能力の育成
- ICTの活用を理解し、クリエイティブ産業等新たな産業の広がりに対応できる人材の育成

#### イ キャリア教育等の推進

- 専門的職業の実際や新たな産業の現場を体験するインターンシップの実施
- クリエイティブ産業からの講師招請、芸術に関連する企業やアートNPO等との連携

### (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

#### ア 高度化する知識・技術への対応

- コンピュータ等のデジタル機器や情報通信ネットワークを使った表現に関する学習
- 芸術に触れて学ぶ機会の提供

#### イ グローバル化等への対応

- 外国語やALTを活用した授業の工夫

#### ウ 教員の研修の充実と新規職員の確保

- クリエイティブ産業やデザイン、アートマネジメント等の新たな分野に対する研修の充実
- 高度な専門性をもつ教員の採用方法の研究

### (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

#### ア 学科改善

- 新しい発想や動向に対応した教育課程の在り方の検討

#### イ 施設・設備の整備

- 音楽専攻－ICTを活用するための音楽デザイン教室の整備
- 美術・書道専攻－素描、作品展示やインスタレーションの技術、映像等の技術学ぶ実習室、作品収納する作品収納倉庫の整備
- クリエイティブ産業やデザイン、アートマネジメントの現場で使用されているコンピュータ導入

#### ウ 専門高校等に対する理解促進

- 小中学校への出前授業等による芸術科の魅力の発信

## 8 スポーツ

### (1) 専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

#### ア 学力の確保・向上

- 体育理論や実技種目によるスポーツや運動に対する基礎的知識や技能の習得
- 学校設定教科・科目等の設置によるスポーツ関連の知識やスポーツ実践の場の提供

#### イ キャリア教育の推進

- トップアスリートに触れる機会やインターンシップ等に参加できる体制の確立
- 講師としてトップアスリートやスポーツ関連分野の専門家招請

### (2) 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

#### ア 高度化する知識・技術への対応

- 大学や企業等が保有する専門的な人材等の活用
- スポーツ医・科学等の科学的根拠に基づいた指導を教科や運動部活動等へ導入

#### イ グローバル化等への対応

- 「スポーツ観戦教室」など、国際試合等を観戦しスポーツのグローバル化を体感する機会の確保

#### ウ 教員研修の充実と新規教員の確保

- 「しずおか型部活動推進事業」等の充実
- スポーツ指導者の計画的、継続的な養成

### (3) 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

#### ア 施設・設備の整備

- 生涯スポーツ推進のための環境の整備
- グラウンドの芝生化、スポーツ施設の充実

#### イ 専門高校等に対する理解促進

- 運動部活動やボランティア活動を通じた地域との交流による理解促進

